

第73回「社会を明るくする運動」 「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。これは、全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

市では推進委員会を組織し、年間を通して活動・研究会などを推進していきます。

☎ 上越地区保護司会事務局
(福祉交流プラザ内、☎025・522・4693)

農作業中の熱中症に 注意しましょう

○ 日中の気温の高い時間帯を避けて作業する

○ なるべく2人以上で作業し、単独作業を避ける

○ 20分おきに休憩と水分補給をする

○ ハウスや畜舎などでは、換気扇、断熱材の活用により高温多湿の環境を避ける



また、スマートフォンに農林水産省公式アプリ「MAFFアプリ」をダウンロードすることにより、熱中症警戒アラートの通知を受け取ることができ、地域を設定し、活用してください。

☎ 農政課 (☎025・520・5749)



令和5年度下期～8年度上期の 物品入札参加資格審査申請受付

上越市および上越市ガス水道局が行う物品(印刷、リース・レンタル、建物管理、廃棄物運搬などの役務の提供を含む)の入札などに参加を希望する場合は申請してください。



☎ 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、8月1日①～31日②の間に契約検査課へ郵送または持参(郵送の場合は8月31日③消印有効)

☎ 契約検査課 (☎025・520・5645)

詳しくは



学校給食調理業務委託 参加希望事業者の受付開始

☎ 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
☎ 市内に本社があることなど
☎ 甲 閏7月20日④までに、教育総務課 (☎025・545・9266)へ

国民年金のお知らせ

● 国民年金保険料の免除・納付猶予制度の受付開始

☎ 令和5年7月以降分の申請開始日 7月3日⑤ (令和5年度分の学生納付特例は、4月以降随時受付中) ☎ 国民年金保険料の納付が経済的に困難な人

● 追納制度について

☎ 国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、10年以内に後から納付(追納)することにより、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

☎ 甲 閏上越年金事務所国民年金課 (☎025・524・4112) または 国保年金課 (☎025・520・5716)、各総合事務所

市民税非課税世帯の子ども 医療費助成(医療費無料)の 対象年齢を拡充します

9月から、医療費が無料となる対象を、現行の小学校就学前児童および市民税非課税世帯の小中学生に加え、市民税非課税世帯の高校卒業相当の年齢まで拡充します。



市民税非課税世帯の小中学生以上の子がこの助成を受けるには、「所得調査に係る承諾書」の提出が必要ですので、こども政策課または各総合事務所へ手続きをしてください(中学生・高校卒業相当の年齢の子どものいる世帯へは様式を送付しています)。

提出のあった世帯の令和5年度課税状況を確認し、対象となる場合、8月下旬に新しい受給資格証を交付します。

☎ 甲 閏上越年金事務所国民年金課 (☎025・520・5726)

詳しくは



本人通知制度をご利用ください

☎ 問合せ…市民課 (☎025-520-5685)

身元調査などを目的とした住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正請求、不正取得は、本人が気付かないうちに起きる個人の権利を侵害する行為です。本人通知制度とは、本人以外の第三者に証明書などを交付したときに、事前登録者へ通知する制度です。通知を希望する人は登録をお願いします(交付を妨げる制度ではありません)。

● 事前登録のできる人

上越市の住民基本台帳、戸籍の附票に記載されている人または上越市の戸籍に記載されている人(住民票・

附票・戸籍とも除かれた人を含む)

● 登録場所

市民課、各総合事務所、南・北出張所

● 対象となる証明書

住民票の写し・戸籍の附票の写し、戸籍謄本・抄本(除票・除籍も含む) など

● 通知する内容

証明書の交付年月日、交付した証明書の種別と枚数、請求者の種別(代理人・第三者)